

令和3年度 国民健康保険事業費納付金等算定について（算定方針（案））**1 被保険者数の推計方法**

- ・ 前年度からの単年度伸び率を使う（国が基本として示す方法）。
- ・ ただし、負担区分別（70歳以上の一般所得と就学～70歳未満の区分）の被保険者数を補正する（平成30～令和2年度納付金等算定時と同様）。

2 診療費の推計方法

- ・ 仮係数に基づく試算時と確定係数に基づく本算定時それぞれにおいて、国の示す複数の方法により推計し、妥当と考えられる推計方法を採用する。
- ・ ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等より診療費が特異的に増減していると期間（令和2年4月以降診療分）は推計の基礎には含めない。
- ・ 令和2年度診療報酬改定率は国の示す率（1.0010）を反映する。

3 県繰入金の割合

- ・ 県繰入金9%の配分割合は、1号（普通交付金）分8%、2号（特別交付金）分1%とし、算定可能な県2号繰入金分は標準保険税率算定時に反映させる（平成30～令和2年度納付金等算定時と同様）。
- ・ 算定可能な県2号繰入金（特別交付金）の額は、2号分総額を考慮し、11億5千万円（令和2年度納付金等算定時と同額）とする。

4 特別調整交付金（都道府県分）の配分方法

- ・ 納付金等算定に関する特別調整交付金（都道府県分（経営努力分を含み、追加激変緩和分を除く））は国の市町村別算出内訳額と同額を各市町村の納付金から減算する（平成30～令和2年度納付金等算定時と同様）。

5 特例基金（激変緩和分）の活用

- ・ 3億円を活用する（積立額 約18億円の6分の1、平成30～令和2年度納付金等算定時と同様）。

6 激変緩和措置

- ・ 以下（1）（2）の激変緩和措置を行う（平成30～令和2元年度納付金等算定時と同様、国保運営方針記載の措置）。
 - （1）一人当たり納付金額が令和2年度と比して一定割合を超えた分に対し措置する。
なお、一定割合は「自然増+6.16%」とする。（令和2年度第2回推進会議）
 - （2）納付金総額（上記（1）措置後）が令和2年度納付金総額（激変緩和措置前）を超えた分に対し措置する。
- ・ 激変緩和財源は県1号繰入金8%のうち1%と国公費（激変緩和用）を活用する。（今回試算では激変緩和財源に剰余はなし。）

7 令和元年度納付金の過多（不足）

- ・ 令和3年度納付金への加算は行わず、令和2年度納付金の過多と合算して令和4年度納付金において精算（加算又は減算）する。（令和2年度第2回推進会議）

8 保険者努力支援交付金（予防・健康づくり支援）事業費連動分

- ・ 令和3年度交付額は納付金等算定時には見込めないため、納付金等算定には反映しないが、交付年度の納付金の過多を計算する際に反映することで、翌々年度以降の納付金の減算に活用する。（令和2年度第2回推進会議）

9 その他

- ・ 退職被保険者等に係る納付金の市町村別精算は行わない。
- ・ 平成29年度以前の保険給付取消（第三者求償に伴う損害賠償金の調定等）による令和元年度療養給付費等負担金の控除分については、起因する市町村の納付金に加算する。
- ・ 2018年度及び2019年度介護納付金の修正に伴う調整額については、各市町村の令和2年度納付金に加算した額と実際の市町村ごとの額の差額を令和3年度納付金で精算する。

給付費の推計 ①令和3年度の診療費の推計方法

- 給付費総額の推計については、係数通知において、従前通りの負担区分別の「被保険者1人当たり診療費」×「被保険者数推計」×「給付率推計」に基づく推計結果を踏まえ、所要の補正の要否を検討しつつ、市町村と合意を得ることを示している。
- このうち「被保険者1人当たり診療費」の推計に当たっては、直近の実績と過去の伸び率を使用する方法を基本とする。なお、納付金等算定システムでは、この推計を以下の4通りの方法で行うことができる。

(1) 本年3月から直近月までの数か月分の実績を基礎として、**過去2年間（推計値を含む）の伸び率**により推計する方法

新制度以前から予算編成通知にて示していた計算方法。仮試算時は、短期間の実績の大小が過度に反映される可能性もあるため、必要に応じて補正を行うなど、留意が必要。

(2) 直近1年前から直近月までの年度を跨いだ1年間分の実績を基礎として、**過去2年間（実績値）の伸び率**により推計する方法

(1)の短期間の実績の大小が過度に反映される問題を緩和する、**新たな推計方法**。直近の実績の動向がやや弱まる面もある。

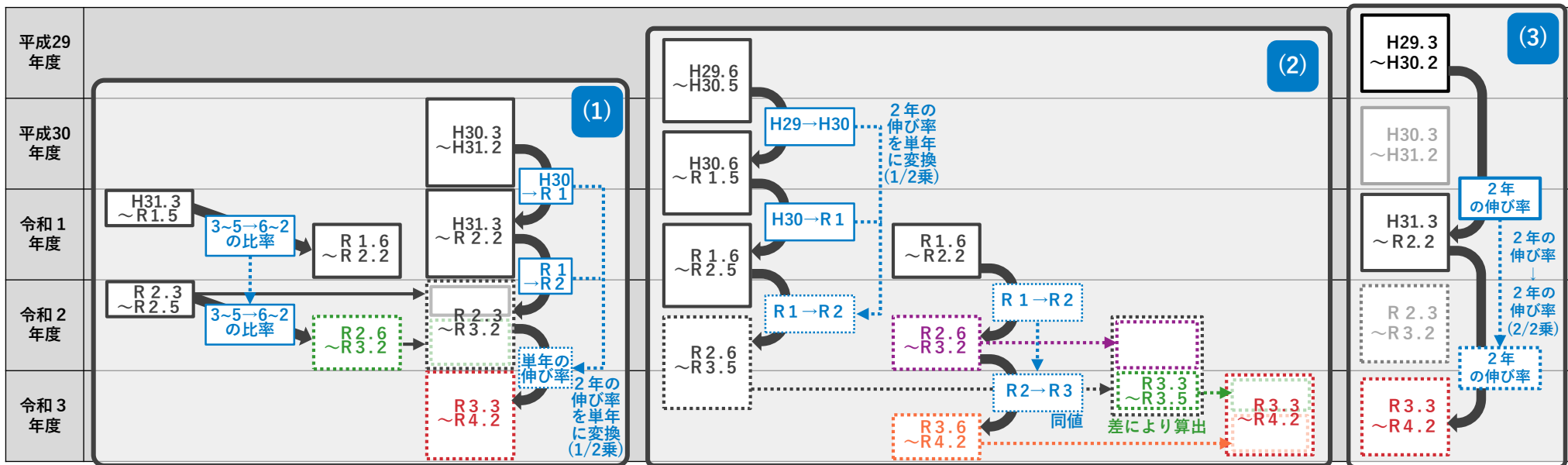
(3) 算定年度前年度の1年間分の実績を基礎として、**複数年の伸び率**により推計する方法（下図は2年間の伸び率を使用した例）

平成30年度、令和元年度及び令和2年度推計時に、高額薬剤の影響を考慮して示した、特定年度の伸びを除外して推計する方法。過去2年間の実績に特殊要因がある場合に活用。

(4) その他、都道府県独自の推計方法

- 以上を踏まえつつ、地域の状況に応じて、適切な推計方法を定めることとする。

※なお、推計方法（3）で平成27年-平成30年の伸び率等を使用する場合は、高額薬剤の影響等を考慮する必要があることに留意



納付金算定上の係数について(国・予算)

- 令和3年度の追加公費の予算総額については、令和2年度と同規模を維持し、追加激変緩和も一定額を維持することとした(金額については仮係数通知にて提示予定)。
- 保険給付費等については、国が示す係数を参考に推計を行うことになるが、10月下旬に仮係数をお示しし、12月末を目途に確定係数を提示する予定。
- 保険者努力支援交付金や都道府県向けの特例調整交付金(暫定措置)、特別調整交付金(追加激変緩和、子ども特調)については、確定係数の額と実際の交付額が基本的に一致するが、その他の係数については、予算編成過程で変動する可能性が高いことに留意する必要がある。
- 都道府県は、国が係数通知で示す基準の考え方を参考に、都道府県統一の算定条件を定めて都道府県が予め決定すべき係数を設定する。設定された係数及びその考え方については、市町村に示すことを基本とする。

		令和元年12月	令和2年10月	令和2年12月
		本算定(確定係数)	秋の試算(仮係数)	本算定(確定係数)
対象予算		令和2年度予算ベース	令和3年度予算ベース	
追加公費		約1,700億円	約1,700億円	
内 訳	普通調整交付金	約400億円	約450億円	同左
	暫定措置	約200億円	約150億円	
	特別調整交付金	約100億円(子ども)	約100億円(子ども)	
	保険者努力(都道府県)	約500億円	約500億円	
	保険者努力(市町村)	約412億円 (別途特調より約88億円)	約500億円 (特調との配分は未定)	
特別高額医療費共同事業		約60億円	約60億円	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・特調による追加激変緩和措置として確保した一定額(80億円)を提示 ・前期高齢者交付金等がほぼ確定額に ・保険者努力支援制度の交付見込額を提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・特調による追加激変緩和措置として確保した一定額(60億円予定)を提示 ・保険者努力支援制度は9月に評価を行い、交付見込額(速報値)を提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期高齢者交付金等がほぼ確定額に ・保険者努力支援制度の交付見込額を提示

納付金算定上の追加公費等について(県・配分額)

- 国から示された国追加公費等の県配分額に基づき令和3年度納付金等を算定。
- その他前年度算定からの主な変更点は以下のとおり。
 - ・ 過年度納付金（令和元年度）の不足分（約16.7億円）について、令和3年度納付金への加算は行わず、令和2年度納付金の過多と合算して令和4年度納付金において精算（加算又は減算）する。
 - ・ 算定可能な県特別交付金は11.5億円（一人当たり760円）で算定。

年度		令和2年度	令和3年度	
仮係数／確定係数		本算定（確定係数）（1月）	秋の試算（仮係数）（11月）	本算定（確定係数）（1月）
対象予算		令和2年度予算ベース	令和3年度予算ベース	
追加公費		—	—	(確定係数通知)
内 訳	普通調整交付金（総額）	約305.8億円※	約299.5億円※	
	暫定措置	約11.8億円	約8.9億円	
	特別調整交付金	約8.6億円（子ども）※	約8.7億円（子ども）※	
	保険者努力（都道府県）	約30.6億円	約32.2億円	
	保険者努力（市町村）	約28.3億円	約28.8億円	
	特別高額医療費共同事業	約4.3億円	約4.0億円	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度納付金の過多 約40億円を納付金の減算に活用。 ・ 算定可能な県特別交付金は11.5億円（一人当たり746円）で算定。 ・ 特別調整交付金の経営努力分については、今年度算定からは各市町村の納付金から減算（昨年度算定までは標準保険税率算定時に減算）。 ・ 前期高齢者交付金等の精算については、県単位で精算（前年度算定までは市町村別精算）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特調による追加激変緩和措置（3.5億円）。 ・ 算定可能な県特別交付金は11.5億円（一人当たり760円）で算定。 ・ 高額医療費負担金は国仮係数で算定。 ・ 特例基金3億円活用。 	<p><<主な変更予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国係数の変更（仮係数時点で横置きしている値を含む） ・ 介護納付金の算定に当たっては支払基金への補正申請結果を反映予定。

※ 普通調整交付金、特別調整交付金（子ども）の県配分額は追加公費分を含む総額。